

お 知 ら せ

平成27年 6月12日

尾北支部 会員 各位

愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 伊代田 誠 二

平素は、支部活動にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、農地法第4条・第5条許可申請につきまして、岩倉市と大口町で受付期間が変更になりましたので、お知らせします。

市・町	変更前	変更後（4月より）
岩倉市	毎月 1日～10日	毎月 1日～5日
大口町	毎月 1日～10日	毎月 1日～5日

お知らせが遅くなってしまい申し訳ありませんでした。岩倉市と大口町では受付期間が短くなりましたので、申請にあたっては特にご留意下さい。尚、その他の市町では今のところ変更はありません。

市・町	受付期間（〆切）
江南市	月 末
犬山市	毎月 1日～10日
扶桑町	毎月 1日～10日

今後、変更等がありましたら、支部で把握でき次第お知らせします。お気づきの点がございましたら、会員の皆様からも支部役員までお知らせください。

<その他>

1. 大口町における農振地域の見直しに伴う除外受付の停止について

大口町では農業振興地域の見直しに伴って、下記のとおり除外受付が停止される見通しですので、ご留意下さい。（後日、正式発表されます）

平成27年10月30日 受付分以降 停止（平成28年全期間）

受付再開 平成29年1月

2. 支部旅行について

実施日 平成27年9月5日・6日 1泊2日

旅行先 鎌倉・横浜・東京方面

* 7月中旬頃に案内状を発送しますので、是非ご参加下さい。